

教 健 第 8 5 5 号
教 総 第 3 3 2 号
教 高 第 8 2 9 号
教 特 第 5 6 8 号
教 社 第 8 0 1 号
令和 2 年 2 月 25 日

各 課 長 様
教育機関の長 様
県立学校校長 様

教 育 長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について（通知）

新型コロナウイルスへの対応については、令和 2 年 2 月 19 日付け教健号外「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」等により依頼しているところですが、政府専門家会議において「これから 1～2 週間が急速な拡大か終息かの瀬戸際」との見解が示されたことから、感染症拡大を防止するため、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 児童生徒等に風邪の症状がみられる場合の対応

- (1) 学校は、保護者から「風邪の症状で欠席する」との連絡があった場合は、どのような症状であっても出席停止とし、症状が改善されるまで自宅で休養させる。
- (2) 登校後、児童生徒本人から体調不良の申し出があり、風邪の症状がある場合については、どのような症状であっても出席停止とし、症状が改善されるまで自宅で休養させる。

2 職員に風邪の症状がみられる場合の対応

風邪の症状がみられる職員については、原則として自宅で休養することとし、休養する職員の業務を他の職員に割り振るなど事務執行に必要な体制を整える。

3 学校行事又は県主催のイベントの対応

- (1) 卒業式、入学式については、参加者を卒業生又は入学生及びその保護者、教職員並びに式典に必要な最低限の生徒、来賓に限定する。その際、高齢の方、妊婦の方、基礎疾患がある方等の参加については、遠慮していただくよう配慮する。また、こまめな換気やアルコール消毒等の設置など感染症対策を充分に行った上で実施する。なお、児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、延期又は中止とする。
- (2) その他の学校行事等については、緊急度を考慮した上で、延期又は中止を検討する。また、実施する場合にあっては、規模を縮小して実施する。
- (3) 学校で計画する校内での活動を除く部活動等について、学校を離れて実施される遠征試合や合宿又は体験活動などについては、2月25日から3月9日までの2週間は、延期又は中止とする。

4 臨時休業への対応

児童生徒及び教職員等に新型コロナウイルスが感染症の陽性が確認された場合は臨時休業とする。なお、休業とする期間については、保健所の指導助言のもと決定する。

5 学校給食への対応

学校給食衛生管理基準における学校給食従事者に新型コロナウイルスが感染症の陽性が確認された場合は、学校給食は中止とする。なお、中止とする期間については、保健所の指導助言のもと決定する。

担 当 健康体育課健康食育班

電話番号 054-221-3176

担 当 教育総務課人事班

電話番号 054-221-3103

担 当 高校教育課指導班第1班

電話番号 054-221-3114

担 当 特別支援教育課指導班

電話番号 054-221-2090

担 当 社会教育課青少年育成班

電話番号 054-221-3313